

## 暫定単価方式試行要領

### 1 概要

「暫定単価方式」は、土木工事実施設計単価表や標準積算基準書等に記載がなく、特別調査や見積りが必要な単価・歩掛が含まれる工事及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下、「工事等」という。）において、当初積算時に、特別調査や見積りの徴収等に期間を要する場合、早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下、「暫定単価」という。）を用いて積算し、設計金額を算定する方式である。

### 2 適用対象工事等

徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する工事等に適用する。

### 3 実施方法

#### （1）当初設計書

- ① 暫定単価の対象は、特別調査や見積りが必要な単価及び歩掛を含む工種とする。
- ② 暫定単価を用いた工種については、設計内訳書及び単価表の該当工種の摘要欄等に【暫定単価】と明記する。
- ③ 暫定単価の金額は、過去の類似・同等の単価及び歩掛を参考に設定し、原則、直接工事費の20%以下とする。
- ④ 設定した暫定単価は、見積参考資料の見積単価一覧表に明記する。

#### （2）契約後

- ① 特別調査や見積り徴収等の完了後、適切な単価及び歩掛を速やかに変更指示書により受注者に通知する。

#### （3）変更設計書

- ① 暫定単価については、適切な単価及び歩掛に変更し積算する。
- ② 変更設計内訳書及び単価表は、摘要欄等の【暫定単価】の記載を削除する。

### 4 特記仕様書への明示

暫定単価方式を適用する場合、特記仕様書に本試行の対象工事等であることを明示する。

### 附則

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件に適用する。

## 【 暫定単価方式の実施フロー 】

